

工場立地法の規定に基づく緑地面積率等を緩和します。

このたび、市では、上越市工場立地法地域準則条例を制定し、準工業地域、工業地域、工業専用地域、及び用途地域の定めのない地域で指定する工業団地（以下、「対象区域」という。）において、工場立地法の規定に基づく緑地面積率等を緩和します。

これにより、平成25年4月1日から、対象区域における工場立地法の規定に基づく緑地面積率等は、現行の基準（緑地面積率：20%以上、環境施設面積率：25%以上）によらず、下表のとおり取り扱うこととなりますので、お知らせいたします。

○対象区域及び変更後の基準

区 域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域	10%以上	15%以上
工業地域及び工業専用地域	5%以上	10%以上
浦川原第一工業団地、浦川原第二工業団地、川西農工団地、黒川工場団地、竹鼻工場団地、川袋工業団地、花ヶ崎工業団地、原之町大野工業団地、竹直工業団地、旭工業団地、板倉北部工業団地、今曾根工業団地、三和西部工業団地、三和西部産業団地及び名立北部工業団地	5%以上	10%以上

○今回の緩和に伴う必要な手続き

- ・特定工場の変更（生産施設の新増設、緑地・環境施設の撤去等）の予定がない場合は、届出は不要です。
- ・今回の緩和にあわせて、緑地または環境施設を一部撤去する場合には、工事着工の10日前までに届出を行ってください。

○既存工場（昭和49年6月28日以前から設置されている工場）の取り扱い

- ・対象区域において、生産施設の新増設に伴い設置する緑地面積等を求めるための準則計算の数式の値が変更となります。
- ・特定工場の変更を予定している場合や、今回の緩和にあわせて、緑地または環境施設を一部撤去する場合には、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】 上越市 産業観光部 産業立地課

TEL：025 - 526 - 5111（内線）1792